

神栖市家庭教育学級開設委託契約書

神栖市長 石田 進（以下「甲」という。）と_____家庭教育学級運営委員長_____（以下「乙」という。）とは、神栖市家庭教育学級について、次のとおり委託契約を締結する。

（委託事業）

第1条 甲は次の事業（以下「委託事業」という。）を乙に委託し、乙は委託事業を実施し、その成果を甲に報告するものとする。

- (1) 委託事業名 神栖市家庭教育学級
- (2) 委託事業の内容 神栖市家庭教育学級開設要項による。
- (3) 委託期間 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

（委託事業実施計画書の提出）

第2条 乙は、この契約を締結した後すみやかに実施計画書及び事業実施計算書、家庭教育学級運営委員会名簿、学級生名簿を甲に提出しなければならない。

（委託事業の遂行）

第3条 乙は、委託事業を実施要項にもとづき実施しなければならない。

（委託料の概算払い）

第4条 甲は、金50,000円の委託料を乙に支払うものとする。

- 2 前項に定める委託料は、この契約締結後、事業実施計画書にもとづく委託事業が実施されるときに、乙の請求にもとづき支払うものとする。

（概算払いの精算）

第5条 乙は、委託事業が完了したときは、すみやかに事業実績報告書及び事業実施精算書を作成し、甲に提出しなければならない。

- 2 精算の結果その金額が契約金額を超えるときは、契約金額を限度とし、残

額が生じたときは、それを返還するものとする。

(帳簿・書類等)

第6条 乙は、委託事業に係る経費について帳簿を備え、その状況を記録しておかなければならない。

(協議事項)

第7条 この契約に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 神栖市溝口4991-5

神栖市長 石田 進

乙 神栖市 _____

_____ 家庭教育学級運営委員会

委員長 _____ 印